

## 第 21 回南阿蘇村農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和 7 年 3 月 11 日（火）午前 10 時 00 分開会
2. 開催場所 L00P みなみあそ 2 階 フリールーム A
3. 出席委員
- |            |             |            |
|------------|-------------|------------|
| 1 番 友岡 康幸  | 2 番 松岡 日出男  | 3 番 桐原 忠継  |
| 5 番 福本 博文  | 6 番 加藤 清孝   | 7 番 小林 公子  |
| 8 番 長崎 愛   | 9 番 榊 敏行    | 10 番 藤岡 恵雄 |
| 11 番 今村 建一 | 12 番 古澤 弥生  | 13 番 渡邊 和徳 |
| 14 番 渡邊 晃  | 15 番 豊田 るみ子 | 16 番 池田 春香 |
| 17 番 藤原 幸似 | 18 番 古庄 憲明  | 19 番 北野 暁之 |
- 欠席委員 4 番 小出 満文
4. 議事日程
- |         |                             |
|---------|-----------------------------|
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について      |
| 議案第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について      |
| 議案第 3 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請について      |
| 議案第 4 号 | 経営基盤強化促進法許可申請について           |
| 議案第 5 号 | 農地中間管理事業法第 19 条の 2 許可申請について |
| 議案第 6 号 | 農用地利用集積等促進計画の公告について         |
| 議案第 7 号 | 非農地判断について                   |
5. 事務局職員
- |    |       |
|----|-------|
| 局長 | 今村 洋一 |
| 主幹 | 藤野 貴洋 |
| 主査 | 梅田 和宏 |

### 6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局	<p>おはようございます。久木野、長陽地区の委員の皆様は現地確認大変お世話になりました。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、第 21 回 南阿蘇村 農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>発言の際は、着座にてマイクを使用して説明していただきますよう、よろしくお願い致します。</p> <p>農業委員総数 19 名、出席委員 18 名、欠席 1 名 南阿蘇村 農業委員会 会議規則第 7 条により本総会の成立を報告致します。</p> <p>農業委員会憲章につきましては、お手元の憲章を各自ご確認いただきますよう、よろしくお願い致します。</p> <p>それでは、議事に進めさせていただきます。本村農業委員会会議規則第 5 条の定めにより、以後の進行は会長が議長となり進行をお願い致します。</p>
会長	<p>皆さんおはようございます。足元の悪い中現地確認お疲れ様でした。岩手県の大船渡市では大規模な山林火災が発生し、甚大な被害が発生しております。この場を借りてお見舞申し上げます。我々も野焼き等で火を扱うことがあります、十分に注意する必要があると感じております。</p>

議長	<p>ただいまから第 21 回南阿蘇村農業委員会総会を開会致します。本日の議事録署名委員に 5 番の福本委員、7 番の小林委員を指名します。</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願い致します。</p>
事務局	<p>朗読いたします。</p> <p>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について 番号 1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 所有権移 転の売買となります。</p> <p>番号 2：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 大 [REDACTED] 所有 権移転の贈与となります。</p> <p>番号 3：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 所有権移転の売買となります。</p>
議長	<p>朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いいたします。</p>
1 番	<p>議案第 1 号番号 1 番について、1 番の友岡が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は村外在住のご高齢の方で農業はされておらず、農地の管理ができないということから、農地を耕作できる方を探していたところ、村で新規就農された譲受人と農地売買の契約が結ばれました。</p> <p>譲受人は村の中心経営体として、今後も活躍される方であり、なんら問題は無いと思われまますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
8 番	<p>議案第 1 号番号 2 番について、8 番の長崎が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請の農地は譲受人が既に耕作されている農地に隣接している小さな農地で、譲受人は一体的に耕作をしたいとのことで、譲渡人と同意し所有権移転の申請がされています。</p> <p>譲受人は村内で不動産業を営む傍らで数年前から兼業農家として意欲的な農業を行っておられます。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
11 番	<p>議案第 1 号番号 3 番について、11 番の今村が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は譲受人が経営する農業法人で同じ個人が経営される案件です。長年農業法人として大規模に経営をされていましたが、法人としての活動を縮小されており、今回譲渡人から譲受人へ所有権を移転します。長年耕作されてきた農地の所有権移転ですので、何ら問題ないと思われまますので、ご審議よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願い致します。</p> <p>(異議なし)</p> <p>無いようですので、議案第1号農地法3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読を致します。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について番号1：申請人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は 進入路となります。</p> <p>番号2：申請人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] [REDACTED] 転用目的は 個人事務所となります。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
8番	<p>議案第2号番号1番について、12番の長崎が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請地は道路と所有者のご自宅の敷地の間になる農地で長年にわたり、住宅への進入路として使用されてきました。最近になり、申請地が農地であることが判明し、今回始末書添付での農地法第4条許可申請書が提出されました。無断転用されていたことを深く反省されておりますので、ご寛大な判断をお願いしたいと思います。ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
14番	<p>議案第2号番号1番について、14番の渡邊が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>申請者は村内に居住されている方で、退職後は農業、不動産業と幅広い事業を展開されています。申請地は [REDACTED] から [REDACTED] にある第3種農地であり、原則的に申出が可能な土地です。また、長年耕作放棄地となっており、農業生産性も低い土地でもあります。今回農地の有効利用と事業拡大のため、個人事業の事務所が計画され、申請がありました。現場、関係書類を確認しましたが何ら問題は無いと思われますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p>

(異議なし)

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局

はい朗読します。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について  
番号1：譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  
[REDACTED] 転用目的は個人住宅 となります。

ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。

16番

議案第3号番号1番について、16番の池田が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人所有の農地は過去に交差点改良の公共事業によりロータリーを作るという計画があり、農地の一部を国交省が買い上げました。元々四角い農地でしたが、ロータリーという構造上丸い形で買い上げられ、残った農地は耕作が難しく長年耕作放棄地となっております。譲渡人は、農地の処分を考えておられ、今回申請地の北側宅地を所有する譲受人が宅地の一部として有効利用する計画があがりました。申請農地は第2種農地であり、転用が可能な場所であり、周辺に悪影響等も特に見当たらないことから今回の許可申請にあたり特に問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。

(異議なし)

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決致します。

事務局	<p>続きまして議案第 4 号基盤強化促進法第 19 条農用地利用集積計画の公告について審議します。番号 1 から 9 番の新規案件について、審議します。</p> <p>はい朗読を致します。議案第 4 号基盤強化促進法第 19 条農用地利用集積計画の公告について</p> <p>番号 1：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 10 年です。</p> <p>番号 2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。</p> <p>番号 3：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。</p> <p>番号 4：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 3 年です。</p> <p>番号 5：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。</p> <p>番号 6：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。</p> <p>番号 7：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 10 年です。</p> <p>番号 8：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用賃借権設定 3 年です。</p> <p>番号 9：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。</p> <p>番号 10 番以降については、再設定案件ですので、朗読は省略します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
6 番	<p>議案第 4 号番号 1 番について、6 番の加藤が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲受人は新規就農者で、既に農地を借りて営農を行っている方となります。今回、農地の拡大を計画し、譲渡人と賃借権設定 10 年で契約が結ばれます。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
5 番	<p>議案第 4 号番号 2 番について、5 番の福本が説明します。</p>

譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人は高齢のため、農地の管理が難しくなり、管理をお願いする方を探しておられました。今回、農地の拡大を計画していた譲受人と賃借権設定5年で契約が結ばれます。何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

7 番

議案第4号番号3、4番について、7番の小林が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲受人は2件とも同じであり、兼業で農業を行っている若手の農業者です。纏まった農地を探しており、今回の話が纏まりました。  
番号3番については、譲渡人が高齢のため、農地管理が難しくなったことから農地管理をお願いしたいと考えておられ、賃借権設定5年で契約を行います。  
番号4番については、農地所有者は亡くなっており、所有者の孫が相続し、農地管理を行っておりましたが、農地管理を任せられる人を探していたことから賃借権設定3年で契約が結ばれます。  
2件とも何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

9 番

議案第4号番号5番について、9番の榊が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人は、村外に居住しており、相続で農地所有者となりましたが、農地の管理が難しく、管理をお願いする方を探しておられました。  
譲受人は、適格法人として周辺の農地を耕作しており、賃借権設定5年で契約が結ばれます。譲受人は、多くの農地を管理しており、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

17 番

議案第4号番号6番について、17番の藤原が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
譲渡人は高齢であり、農地管理をお願いできる方を探しておられました。今回、近隣で耕作を行っている譲受人と賃借権設定5年で話が纏まりました。  
何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

19 番

議案第4号番号7、8番について、19番の北野が説明します。  
譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。  
まず、番号7番について説明します。  
譲渡人は、農地の管理が難しくなり、管理をお願いする方を探しておられました。譲受人は、農地を借り入れて営農を行っておられる若手の農業者で、規模拡大のため、既に耕作している農地の近隣で農地を探しておられました。  
今回賃借権設定10年で契約が結ばれますが、何ら問題は無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。  
次に番号8番について説明します。  
譲渡人は、農地の管理が難しくなり、管理をお願いできる方を探しておられました。譲受人は、非農家ですが、家庭菜園で作った野菜等を道の駅にて販売をしており、本格的に営農されるため、農地の賃借をされます。今までも譲渡人の下で農業を手伝っており、農地の管理には支障が無いと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

16 番	<p>議案第 4 号番号 9 番について、16 番の池田が説明します。</p> <p>譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりです。</p> <p>譲渡人は、ご高齢で農地の管理が難しくなり、管理をお願いする方を探しておられました。</p> <p>譲受人は、地元で農地を借り入れて営農を行っておられる適格法人であり、規模拡大のため、農地を探しておられました。</p> <p>今回、賃借権設定 5 年で契約が結ばれますが、何ら問題は無いと思われまので、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p>
19 番	<p>質問ですが、譲渡人の欄が死亡した方となっているが、これはなぜか？</p>
事務局	<p>登記が済んでおらず、農業委員会に届出が無い場合、所有者の変更ができていない。譲渡人は農地の所有者が表示されるため、そのようになっている。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>議案第 4 号について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第 4 号は原案どおり可決致します。</p> <p>続きまして議案第 5 号「農地中間管理事業法第 19 条の 2 農地利用集積計画一括方式について」審議します。番号 1 番から番号 9 番の新規案件について、審議します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 5 号農地中間管理事業法第 19 条の 2 農地利用集積計画一括方式について朗読します。</p> <p>番号 1：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 10 年です。</p> <p>番号 2：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。</p> <p>番号 3：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 賃借権設定 5 年です。</p> <p>番号 4：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番 [REDACTED] 使用賃借権設定 10 年です。</p>

番号 5：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  
[redacted] 賃借権設定  
5 年です。

番号 6：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  
[redacted] 使用賃借権設  
定 5 年です。

番号 7：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  
[redacted] 賃借権設定  
10 年です。

番号 8：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  
[redacted] 使用賃借権設  
定 5 年です。

番号 9：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地番  
[redacted] 賃借権設  
定 5 年です。

番号 10：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地  
番 [redacted] 使用賃借  
権設定 10 年です。

番号 11：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地  
番 [redacted] 使用賃  
借権設定 14 年です。

番号 12：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地  
番 [redacted] 使用賃借権  
設定 5 年です

番号 13：譲渡人、譲受人は議案書記載のとおりです。申請土地の状況 所在地  
番 [redacted] 使用賃  
借権設定 10 年です

それでは、番号 1 から 13 番について事務局の方で説明いたします。こちらは農  
地中間管理機構を通じた賃借で、令和 7 年 5 月からとなります。

まず、番号 1 について、説明いたします。議案書記載の内容に訂正はありません。

貸付人は、農地管理が難しくなったことから農地管理をお願いできる方を探して  
おり、農業規模拡大のため、農地を探していた借受人との間で話が纏まりました。

続いて、番号 2 について説明します。議案書記載の内容に訂正はありません。

貸付人は、農地管理が難しくなったため、農地管理を任せる方を探しており、村  
の農業みらい公社へ相談され、[redacted]  
[redacted] が借受人となり、管理することで話が纏まっております。

続いて、番号 3、4 番について説明します。議案書記載の内容に訂正はありません。

こちらは、基盤強化法から農地中間管理事業法への変更であり、備考欄に「農地

バンクへの変更分」と記載しております。貸付人、借受人に変更は無く、事実上の再設定案件ですので、以降は説明を割愛します。

続いて、番号5番について説明します。議案書記載の内容に訂正はありません。

こちらは、先月の総会で図った[ ]地区の案件の近隣農地です。追加で借受人が農地を借りることで話が纏まりました。

続いて、番号6から8番については先ほどの3、4番と同じで再設定ですので、説明を省略します。

続いて、番号9番について説明します。議案書記載の内容に訂正はありません。

こちらは、基盤法で農地の利用権設定を行っており、今回農地中間管理事業法へ変更となりますが、併せて借受人も変更となっております。借受人は農事組合法人であり、近隣の農地を耕作しており、何ら問題は無いと思われま

続いて、番号10番について説明します。議案書記載の内容に訂正はありません。

こちら番号9番と同様ですが、貸付期間が変更となっております。貸付人、借受人には変更ございません。

番号15番が紛れておりますが、再設定ですので、割愛します。

番号11番以降についても、事実上の再設定案件ですので、割愛します。

以上で、説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。

19番 先ほどの質問と関係があると思うのですが、台帳の所有者が変わっている方と変わっていない方がいるが、更新はどのように行っているか。

事務局 相続登記が義務化されており、所有者が亡くなった土地については、相続人に農地法の届出について案内している。そのため、所有者が変更になっている方は増えている。土地所有者の情報は税務課が管理しており、年1回は更新しているがまだ追いついていない。

(その他異議なし)

議長 議案第5号「農地中間管理事業法第19条の2農地利用集積計画一括方式について」、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第5号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第6号農用地利用集積等促進計画の公告について(所有者・機構間契約)について審議します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

はい、朗読します。

番号1:所在地番

です。

こちらは、農地の特例売買となります。譲渡人の農地を公社が一旦購入し、公社から譲受人が購入することとなります。来月以降の総会で公社から譲受人への売買について審議を予定しております。内容につきましては議案書記載のとおりとなっております。

議長

はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。

(異議なし)

議案第6号農用地利用集積等促進計画の公告について(所有者・機構間契約)、異議がない方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第6号は原案どおり可決致します。

続きまして議案第7号非農地判断について審議します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

はい、朗読します。

番号1:所有者は議案書記載のとおりです。申請土地の状況

農振区分は農振白地となっております。現況確認日は令和7年2月19日です。

続けて事務局より説明申し上げます。議案書の後ろに所在地地図、現況写真を付けておりますのでご覧ください。それでは説明します。この申請地はの  
県道と村道が交差する、  
にある農地となりますが、ここはによる事業で許可不要制度によって大規模な駐車場整備として申請人と賃借契約がされた農地です。本来であれば当時許可不要申請などで地目変更の事務手続きを行わないといけなかったのですが、合併前の事務失念により農地のまま現在にいたります。当時から駐車場として使用され、その後は長年放置され、現況は雑木等が繁茂し、すでに農地の様子はないことから、農業委員会事務局としては、「今後農地としての復元が見込めまい農地」であるため、非農地判断をし、上程した次第であります。以上ご審議よろしくお願いたします。

議長	<p>はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので、審議に入らせていただきます。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第7号非農地判断について、異議がない方は挙手をお願い致します。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第7号は原案どおり可決致します。</p>
議長	<p>以上で議案の審議は終了しますが、続きまして、令和7年4月の総会日程を決めたいと思います。</p> <p>予定案としまして、令和7年4月10日 木曜日 午前10時より開催したいと思います。なお、会場は南阿蘇村役場庁舎二階大会議室での開催としておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>それでは、次回の総会は4月10日 木曜日 午前10時からの開催とします。なお、現地確認がある場合は事務局より通知がございますので、あらかじめご了承ください。その他の案件で皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>事務局から何かありますでしょうか。</p>
事務局	<p>・活動記録簿の提出について</p>
議長	<p>以上をもちまして第21回南阿蘇村農業委員会を終了致します。大変お疲れ様でございました。</p>

7. 閉会時刻 10時45分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

令和7年4月10日

農業委員会 会長

議事録署名委員

5番

議事録署名委員

7番